

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする旨を届け出る際に添付する同法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たり、同法第9条の3第2項の規定により同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を縦覧に供するとともに、当該一般廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出する機会を付与しますので、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年11月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 設置しようとする一般廃棄物処理施設

(1) 設置の場所

京都市西京区大枝沓掛町26番地

(2) 種類

ごみ処理施設

(3) 処理する一般廃棄物

プラスチック製容器包装

2 生活環境影響調査書の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

京都市西部圧縮梱包施設（仮称）整備事業に係る生活環境影響調査書

（書類の内容は、インターネットでも公開しています。<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/shisetsubu/shisetsuseibi/pla/assess.html>）

(2) 縦覧の期間

平成17年11月30日（水）から同年12月29日（木）まで（ただし、京都市の休日

を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（12月29日を除く。）を除く。）

(3) 縦覧の時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(4) 縦覧の場所

ア 京都市環境局施設部施設整備課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

イ 京都市西京区役所洛西支所 1階ロビー

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2

(ただし、イの縦覧期間は平成17年12月5日（月）から同月9日（金）まで)

3 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出

(1) 提出対象者

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者

(2) 提出期限

平成18年1月12日（木）まで（公告の日から提出することができます。）

(3) 意見書の作成要領

ア 書式に制約はありませんが、所定の用紙を縦覧場所にて交付します。

イ 御意見を述べられる方の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号又は電子メールアドレスなどの連絡先を記載してください。

ウ 御意見は、生活環境の保全上の見地からのものに限り、日本語により、意見の理由を付して記述してください。

エ 冒頭に「京都市西部圧縮梱包施設（仮称）整備事業に関する意見書」と題し、あて先を京都市長としてください。

オ 必要に応じ、設置しようとする一般廃棄物処理施設との関係（周辺住民、一

般廃棄物の排出者，廃棄物処理施設の製造業者など）を示してください。

(4) 提出方法

ア 縦覧場所窓口への提出（ただし，京都市西京区役所洛西支所における受付は，前記(2)の提出期限によらず，平成17年12月5日（月）から同月9日（金）までの縦覧期間中に限ります。）

イ 郵送（封筒に「意見書在中」と記入し，提出期限までに必着のこと。）

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地

京都朝日ビル4階

京都市環境局施設部施設整備課

ウ ファクシミリ送信

075-212-8504 京都市環境局施設部施設整備課

エ 電子メール送信

hisakdn@city.kyoto.jp

（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので，本文にテキスト形式で記述してください。また，件名を「京都市西部圧縮梱包施設（仮称）整備事業に関する意見書」としてください。）

(5) 留意事項

受理した意見書の返却及び個別の回答は行いません。また，意見書に記載された内容は，前記(3)アに示す個人を特定する事項などを除き公表する可能性がありますので，あらかじめ御了承ください。

4 問い合わせ先

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

京都市環境局施設部施設整備課（電話 075-212-8500）

（環境局施設部施設整備課）